

東成瀬村「交通空白」解消に向けた調査・検討業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本実施要領は、東成瀬村「交通空白」解消に向けた調査・検討業務の実施に向け、提案事業者の知識、技能、経験等を見極め、本業務に最も適した業者を選定するに当たり、プロポーザルを実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 業務委託名称

東成瀬村「交通空白」解消に向けた調査・検討業務委託

(2) 業務内容

東成瀬村「交通空白」解消に向けた調査・検討業務委託 仕様書のとおり

(3) 委託限度額

20,000,000 円（消費税を含む）

(4) 履行期限

契約締結日から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

3 参加資格

応募者は、提案書提出日現在で、次に掲げる要件のすべてに該当する法人とする。

- (1) 参加申込書の提出日現在で国又は地方公共団体等から指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始決定がなされている者又は会社更生法に基づく更生手続開始決定がなされている者を除く。）等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有しない者であること。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- (5) 過去 5 年以内（令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで）に、秋田県域内を対象とした、本業務と同種業務の実績（契約金額は問わない）を有する者であること。

4 提出書類

参加者は以下の書類を作成し、「6 契約締結までのスケジュール」に記載の提出期限までに提出すること。

- (1) 参加申込書（様式1）
- (2) 会社概要（様式2）
- (3) 同種業務実績（様式3）
- (4) 企画提案書（様式任意）

「5 企画提案書について」の記載の内容を踏まえ、A4版10枚以内に記載すること。

- (5) 参考見積書（様式任意）

総額は消費税込みの金額とし、消費税については10%として計上すること。

5 企画提案書について

- (1) 企画提案書の概要

本プロポーザルの参加者は、本要領及び仕様書の記載内容を踏まえ、以下の提案項目に基づいた企画提案書を提出すること。なお、提出された書類は返却しないこととする。

- (2) 提案項目

- ① 地域交通を取り巻く現状と課題の認識
- ② 当該業務の実施方針・プロセス
- ③ 実施スケジュール
- ④ 実施体制
- ⑤ その他本業務に対する提案

6 契約締結までのスケジュール

内容	日程
実施要領の公表	令和7年5月30日（金）
質問書の提出期限	令和7年6月10日（火）17：00まで
質問に対する回答	令和7年6月12日（木）
提出書類の提出	令和7年6月20日（金）17：00まで
審査委員会による審査（書面審査）	6月下旬
審査結果通知	6月下旬
契約締結	7月上旬

7 質問書の提出、質問に対する回答

提案書等の作成に際し、質問がある場合は、質問書に質問事項を記載のうえ、電子メー

ルにより「12 提出及び問い合わせ先」にある協議会事務局まで提出すること。

8 契約候補者の選定

(1) 選定方法

- ① 提案の審査は、東成瀬村地域公共交通活性化協議会（以下、「協議会」という。）プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において行う。
- ② 審査委員会では、本要領及び仕様書に基づき、参加者の提出書類の内容を審査し、契約候補者を選定するものとする。選考は書類選考とする。
- ③ 審査における評価項目は別表のとおりとする。
- ④ 審査において、評価点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし選定後に企画提案内容について、協議会と協議・調整を行う際、合意に至らない場合は次点の参加者を契約候補者として選定する。

(2) 結果の通知

審査結果は、電子メールで令和7年6月下旬に通知する。

9 契約の締結

協議会は、「8 契約候補者の選定」により本事業の契約候補者として選定された事業者と契約の交渉を行う。なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

10 失格条項等

次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 資格要件を満たさない者が書類を提出した場合
- (3) 提出書類が要領に示された条件に適合しない場合
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (5) その他、協議会長が社会通念に照らし失格に当たる事由があると認める場合

11 その他留意事項

- (1) 参加申込書の提出以降に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加する費用は、すべての参加者の負担とする。
- (3) 提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とし、提出期限後における提出書類の変更及び追加は認めない。
- (4) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画提案書等の著作権は、村及び協議会に帰属するものとする。

12 提出および問い合わせ先

〒019-0801 雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 3 0 - 1

東成瀬村役場 地域公共交通活性化協議会事務局（企画課内）

TEL：0182-47-3402

FAX：0182-47-3260

E-mail：kikaku-h@vill.higashinaruse.akita.jp

（別表）審査における評価項目

審査項目	評価項目	配点
地域交通を取り巻く現状と課題の認識	東成瀬村の現状を踏まえ、具体的な課題に対しての認識があるか。	10 点
当該業務の実施方針・プロセス	当該業務の遂行にあたって、適切な調査・検討方針となっているか。	10 点
	東成瀬村における地域交通の目指すべき姿の導出とその実現に向けた施策検討にあたって適切なプロセスとなっているか。	10 点
実施スケジュール	完成までの作業工程が無理なく示されているか。	10 点
	実施要領にある履行期限（令和 8 年 1 月 30 日）までに完了予定となるスケジュールであるか。	10 点
実施体制	本業務に携わる責任者及び、担当者が本業務を問題なく遂行できる業務実績を有しているか。	10 点
	業務遂行のために必要な体制が構築されているか。	10 点
業務実績	これまで同種業務の実績を有しているか。	10 点
その他本業務に対する提案	本業務実施にあたって必要な独自の提案があるか。	10 点
企画提案書	提案内容を明確に記しているか。	10 点